

平成30年度

熊野町農業委員会

議事録

第8回

熊野町農業委員会

平成30年度第8回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 平成31年1月18日(金) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(10人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	4番	橋川	勝則
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員

5. 農地利用最適化推進委員(2人)

委員 稲垣 寿計

委員 古武家光八

6. 議事録署名委員(2人)

委員 5番 菅尾 寛治

委員 6番 立花 宏保

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 福嶋 春樹

農業委員会 書記 新宮友莉奈

8. 熊野町職員

都市整備課 主査 諏訪本壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達していますので、ただ今から平成30年度第8回熊野町農業委員会を開会します。はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。5番の菅尾委員と6番の立花委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	<p>(議事日程 朗読)</p>
議長	<p>それでは、これより審議に入ります。日程第1、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第17号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。申請場所は〇〇橋から〇〇に入る手前の右手に〇〇がありますが、その角を右に曲がります。その道を130mほど登った右手に駐車場があり、その奥の田2筆になります。今回の議案の内容は、譲渡人が労働力不足で耕作できないため、経営拡大を図りたい譲受人に有償で所有権移転されるものです。譲受人は現在、農地を約42a所有しているため、本町の下限面積の10aを満たしております。また、トラクターやコンバインも保有しており、農業を行うには問題のない方かと思われます。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員お願いします。</p>
稲垣委員	<p>1月15日に現地調査に行かして頂きまして、現状は畑と田として耕作されておりまして、一部は登記上、田となっておりますが畑として管理されておりまして。今回、譲受される〇〇さんというのはすぐ100m程の所に家があり、管理するのも別段問題無いので、今後農地として耕作することについては問題ありません。それと事務局に確認したのが、農地法第3条で権利を取得される方が北海道では2ha、都道府県では50a以上という規定がございますけれども、市町村において、面積の</p>

	<p>範囲を決めることができるとありまして平成23年9月に熊野町農業委員会告示第5号において、10a以上を有しておればよいと確認しましたので、この案件について審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。議案第議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第2、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号番号1の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。〇〇農道と〇〇の交差点を反対側に110mほど下った右手の田4筆1,812㎡になります。今回の議案の内容は、休耕中の農地を有効活用するため、太陽光発電施設として20年間の賃貸借設定をされるものです。他法令に該当するものもなく、現状のまま土地を利用することによって、太陽光設置に充てる資金も十分であるため、計画は妥当かと思われます。続いて、議案第18号番号2の農地法第5条の許可申請について、ご説明いたします。まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。番号1の道を挟んで向かいの田1筆と畑1筆401㎡になります。なお、こちらは場所以外、番号1と同じ条件での申請であるため、説明を省略させていただきます。事業計画の関係から2案に分けての申請となっております。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。古武家委員をお願いします。</p>

古武家委員	<p>ほとんど説明して頂いたのですが、場所は昨年9月に〇〇さんの太陽光発電の審議をしていただいたその上です。〇〇農道寄りの場所になります。そして、〇〇さんというのは、〇〇の〇〇をしていた〇〇さんの奥さんで、〇〇さんは旧姓が〇〇さんと言って平成25年に農地を相続されました。現状は15から20年も荒れ放題だったそうです。どうしてかと聞くと、あの家だけイノシシ被害が多く、やめてしまったとのことです。それで、荒れたままを相続して、旦那さんが少しは手入れをしておられたが、今回良い話があったため転用しようとなったようです。工事については、機械を入れずにそのまま防草シートを張るということです。そして、20年間の契約で、今後も耕作をすることが無いということです。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第18号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。次に、日程第3 報告第13号「農地法第5条の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第13号について、市街化区域内の農地については、許可を必要とせず、届出により転用することができることが認められております。先月に農地転用届出を受理したものを報告として上げたもので、この度は、農地法第5条の規定による届出が3件ありましたことを、ご報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	<p>(事務局から連絡事項)</p>
議長	<p>次回の農業委員会は2月20日(水)午前9時から開催予定です。議案については2月4日以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、平成30年度第8回熊野町農業委員会を閉会します。</p>